



1 経緯

昭和59年
 (有) 三共資源工業が、産業廃棄物最終処分場（管理型）を設置
 (第1工区及び第2工区)

※ 処理品目: 鉱さい

平成6年
 (有) 三共資源工業が、産業廃棄物及び一般廃棄物最終処分場（管理型）を拡張（第3工区）

※ 処理品目: 燃え殻、汚泥、廃プラスチック（自動車破砕物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車破砕物を含む）、ガラスくず・陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、ダスト類
 ※ 第3工区には、西尾市が排出した焼却灰が処分されています。

平成12年～13年
 廃棄物の埋立を終了

平成15年
 (有) 三共資源工業が、排水処理施設の運転を停止以降、処分場を放置

平成18年
 愛知県から施設の許可取消

※ 取消の理由
 豊田市長から産業廃棄物の処理業を取り消された事業者の代表取締役及び監査役が、それぞれこの処分場を設置した(有)三共資源工業の監査役及び取締役であったことから、欠格要件に該当したため。

平成26年 (有) 三共資源工業、解散

2 処分場の埋立容量等

総容積	674,245	立方メートル
第1工区 及び 第2工区	424,956	立方メートル
第3工区	249,289	立方メートル
全体面積	149,220	平方メートル

【産廃跡地問題に関する協議について】

- 平成25年7月に、(株)ケー・イー・シー（三重県桑名市）が、産廃跡地内に埋められている廃棄物の無害化と、新たな産業廃棄物処分場の建設計画を市に提案
 ※ 当時、市としては産廃処分場跡地の問題を解決するための一つの手法としていた。
- 平成26年5月に、愛知県が南海トラフ巨大地震による被害想定を公表
 ※ 西尾市一色町生田竹生新田地内の被害想定
 「最大震度 6強」、液状化リスクは「極めて高い」地域とされた。
- 平成26年度から29年度にかけて、産廃跡地の今後の解決手法について協議
 地域住民、地場産業団体代表、弁護士などの有識者で構成する「一色地区産廃跡地問題地域会議」を設置し、全量運び出しや封じ込めの手法について協議を行った。
- 平成29年度に「一色地区産廃跡地問題地域会議」が、産廃跡地の今後の方策に係る提案書を取りまとめ、市長に報告。
 ※ 今後の方策として提案された内容（概要）
 - ・ 県及び市が実施している周辺環境調査の継続・強化
 - ・ 産廃跡地におけるガス調査を新たに実施
 - ・ 調査結果について審議・協議できる組織の立ち上げ